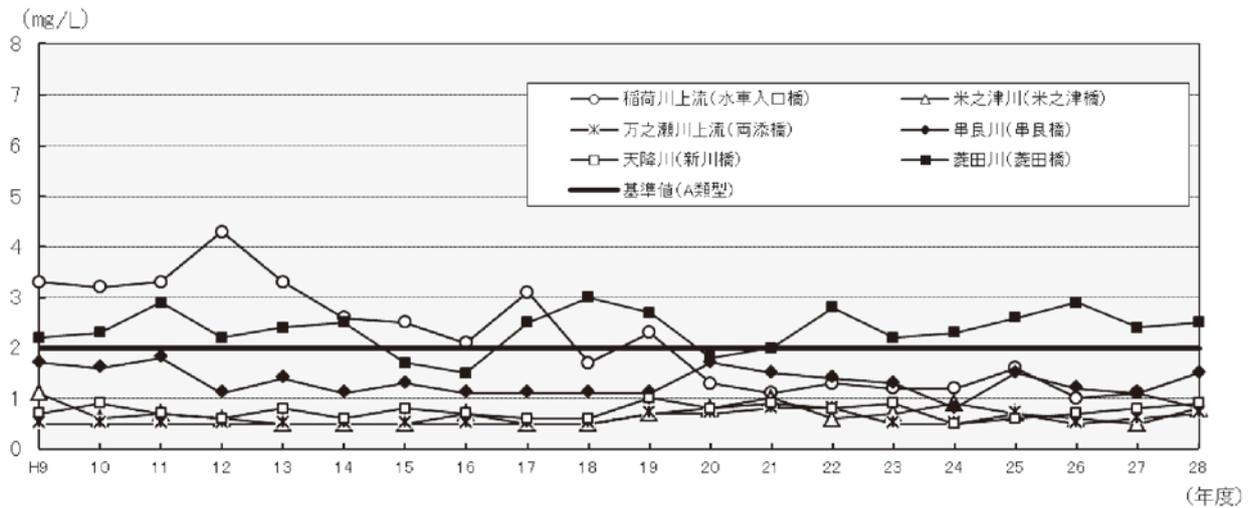


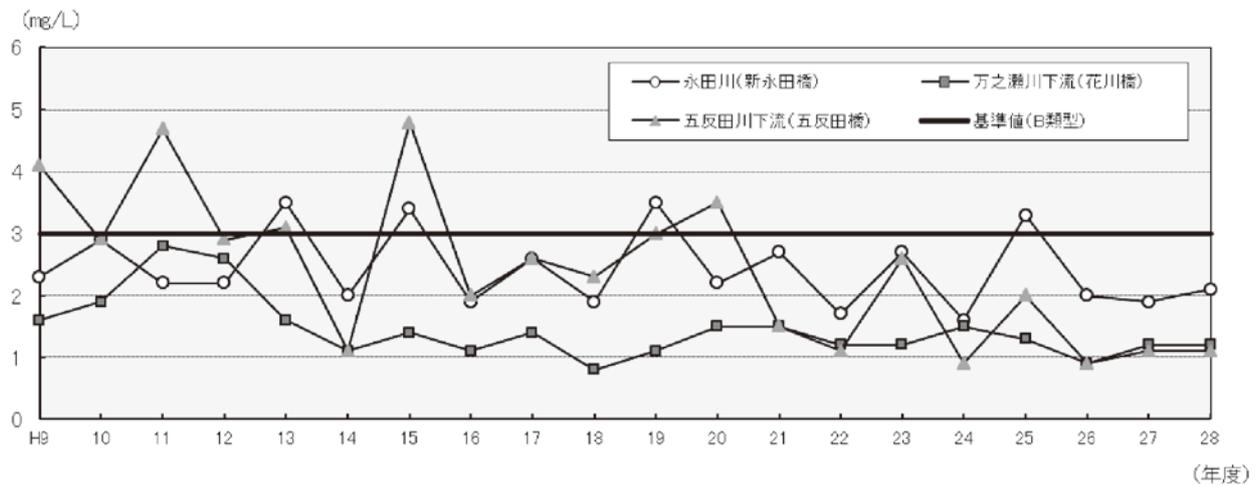


図3-12 県内主要河川の水質の経年変化 (BOD75%値)

該当類型 [A]



該当類型 [B]



該当類型 [C]

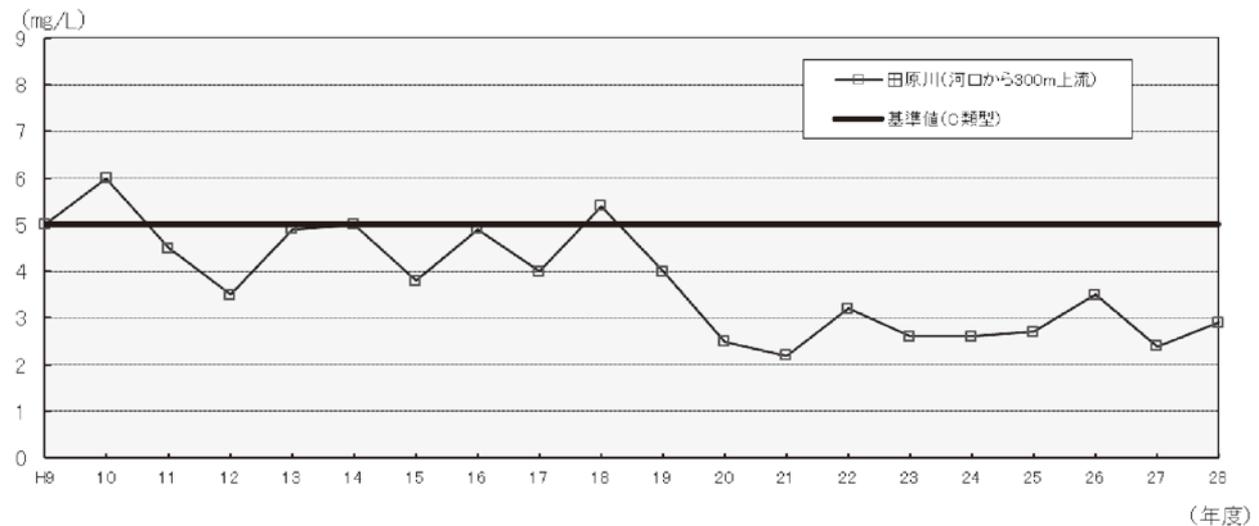
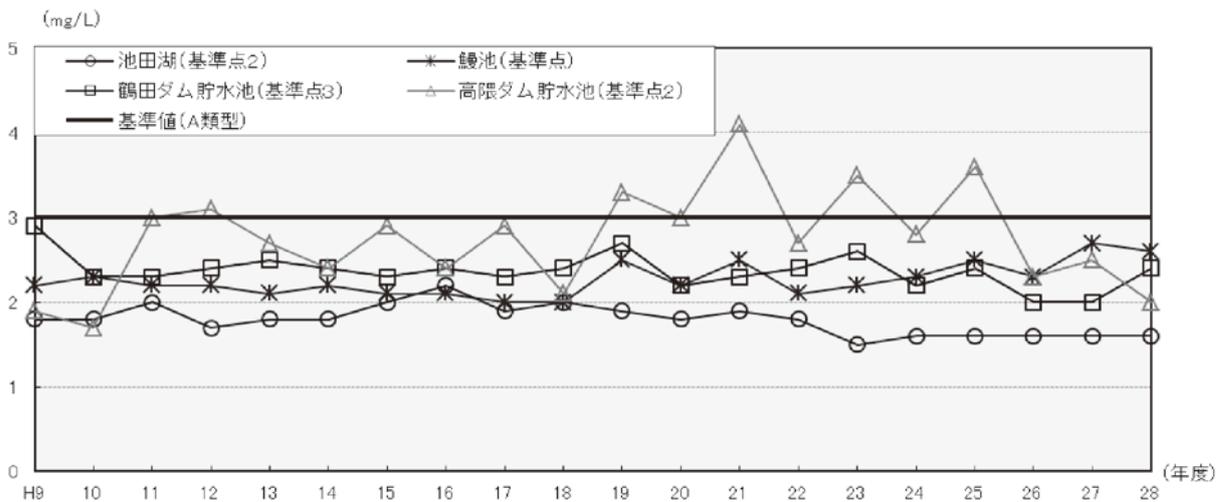
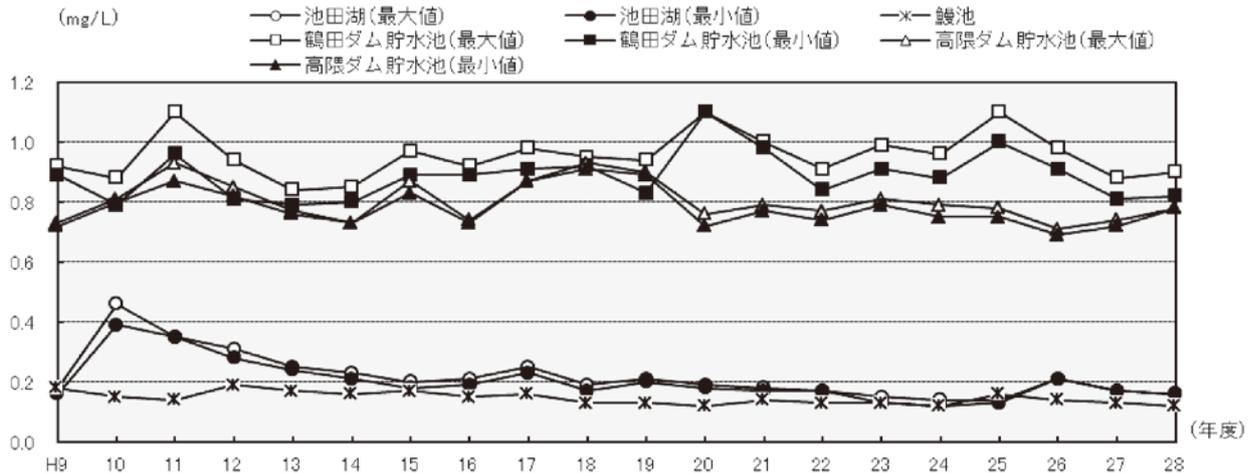


図3-13 県内主要湖沼の水質の経年変化 (COD75%値)

該当類型 [A]

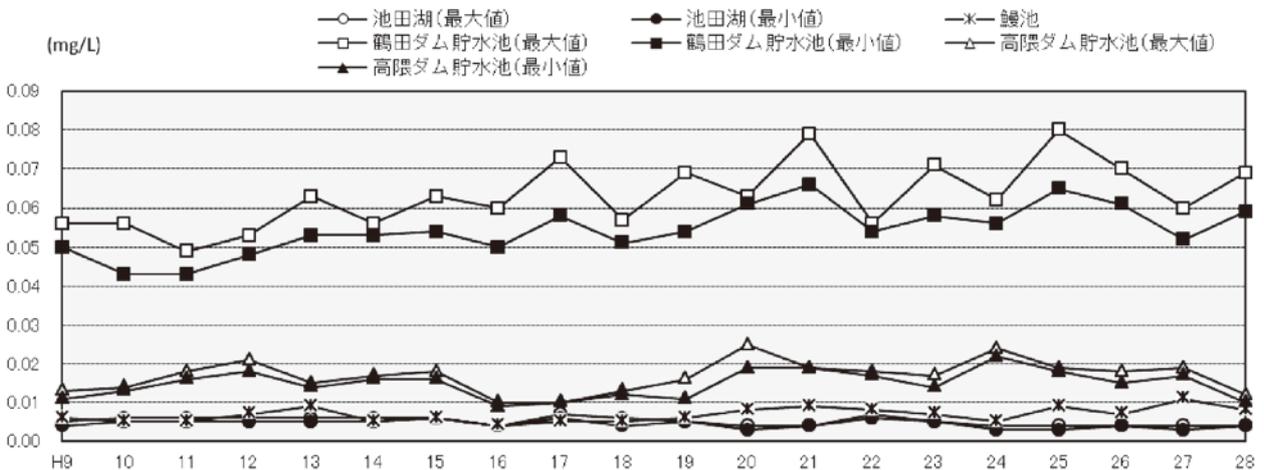


全窒素 表層年間平均値



※ 環境基準値は、当分の間適用しない。

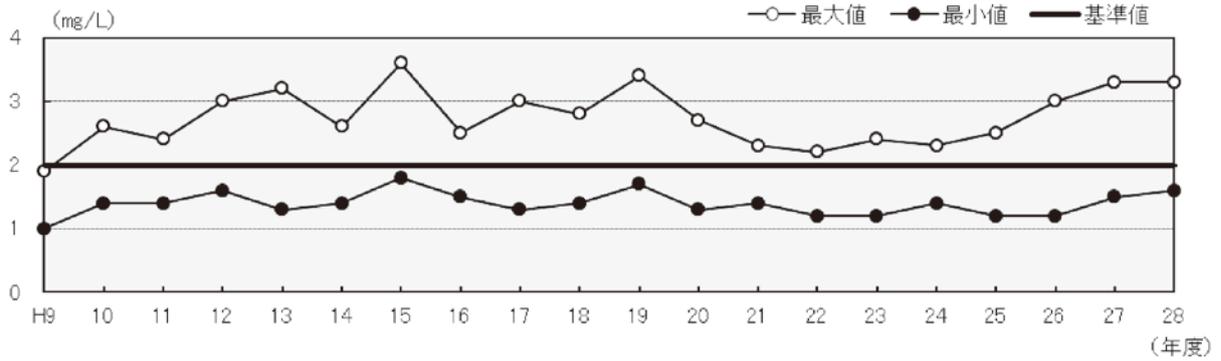
全りん 表層年間平均値



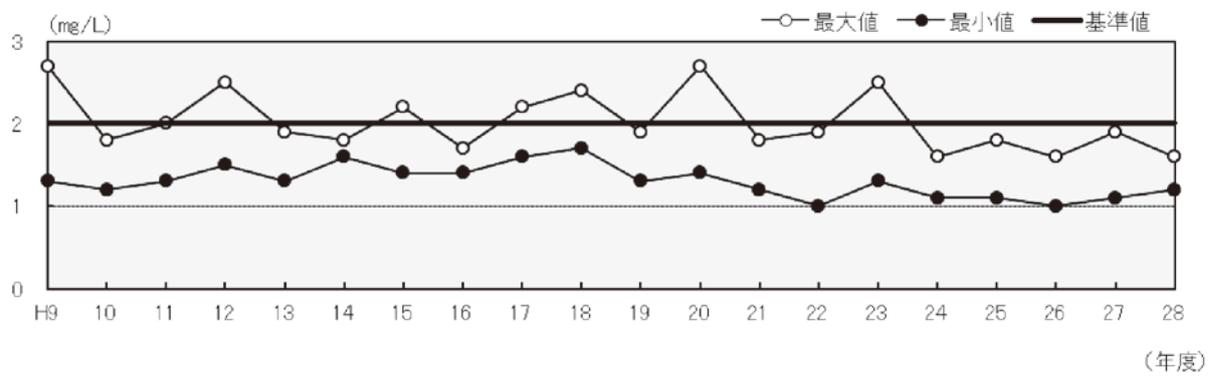
※ 該当類型: 池田湖 [Ⅱ], 鰻池 [Ⅱ], 高隈ダム貯水池 [Ⅲ], 鶴田ダム貯水池 [Ⅳ]

図3-14 県内主要海域の水質の経年変化 (COD75%値)

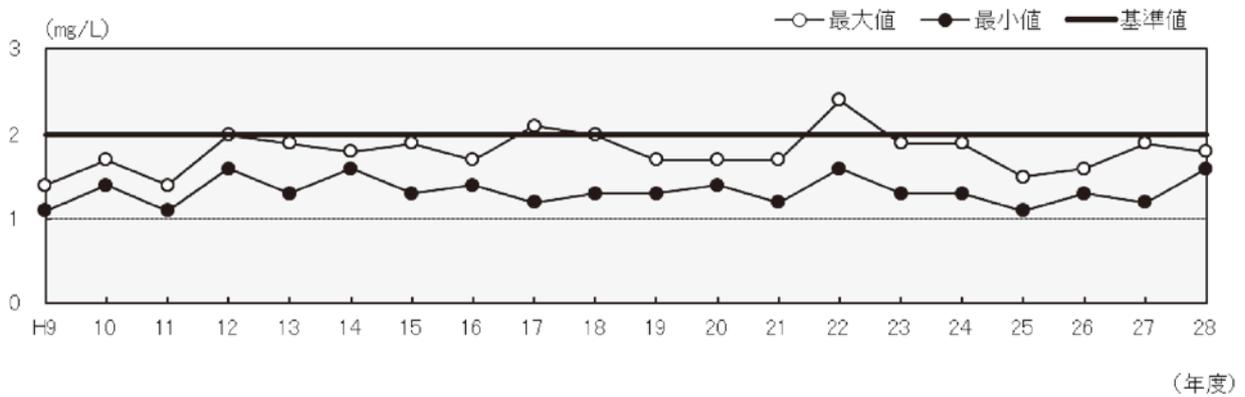
—鹿兒島湾(1)— 該当類型 [A]



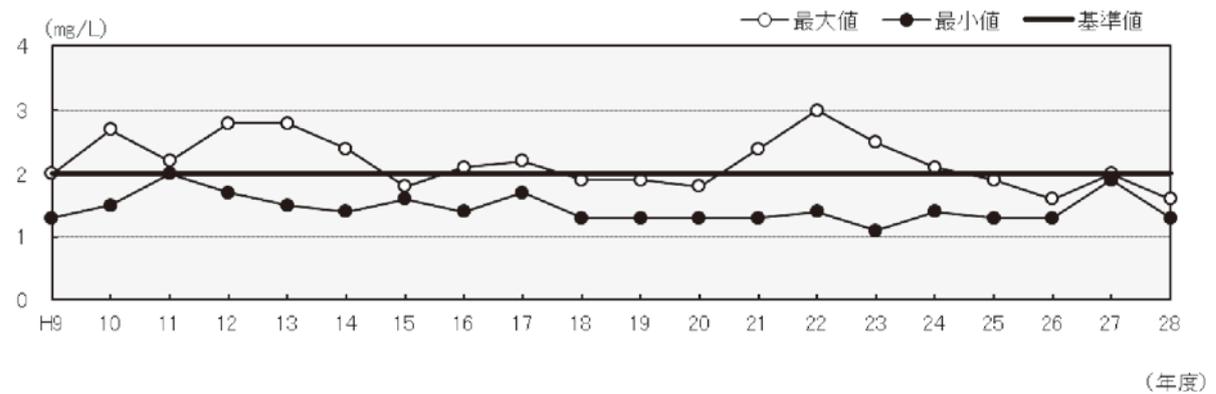
—八代海南部海域(3)— 該当類型 [A]



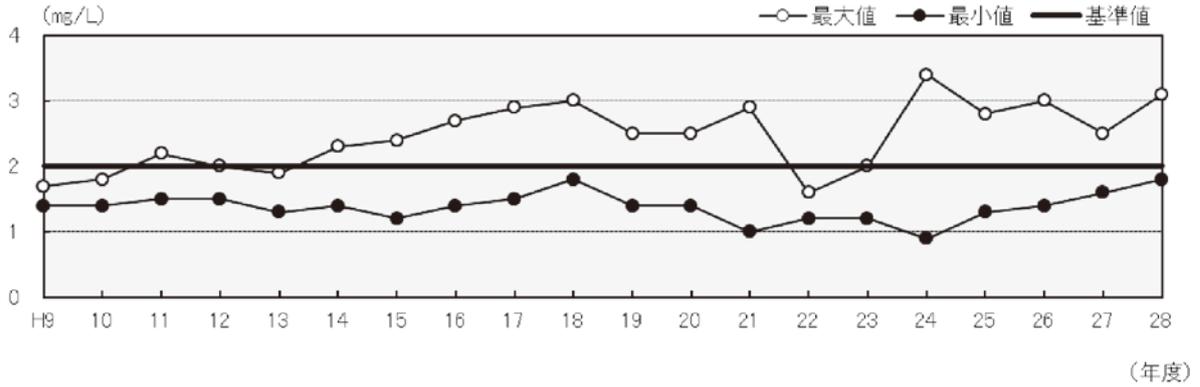
—薩摩半島西部海域(3)— 該当類型 [A]



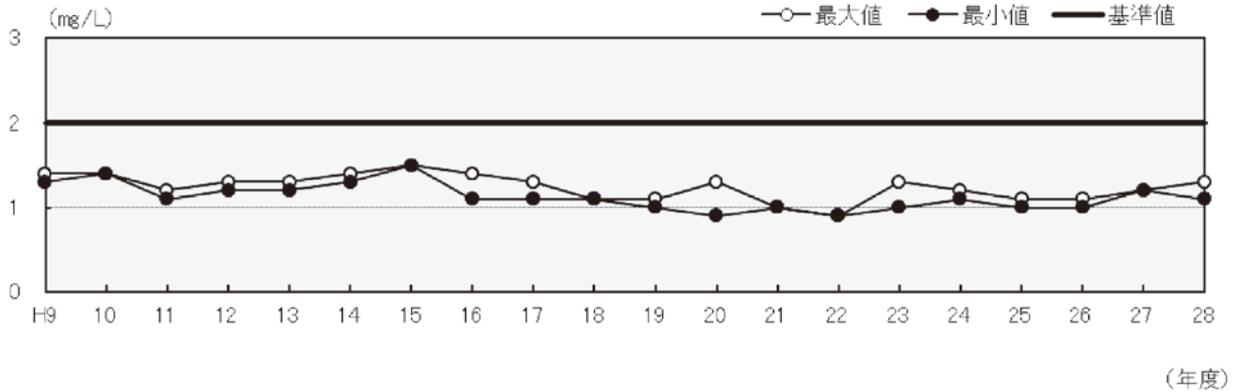
—薩摩半島南部海域— 該当類型 [A]



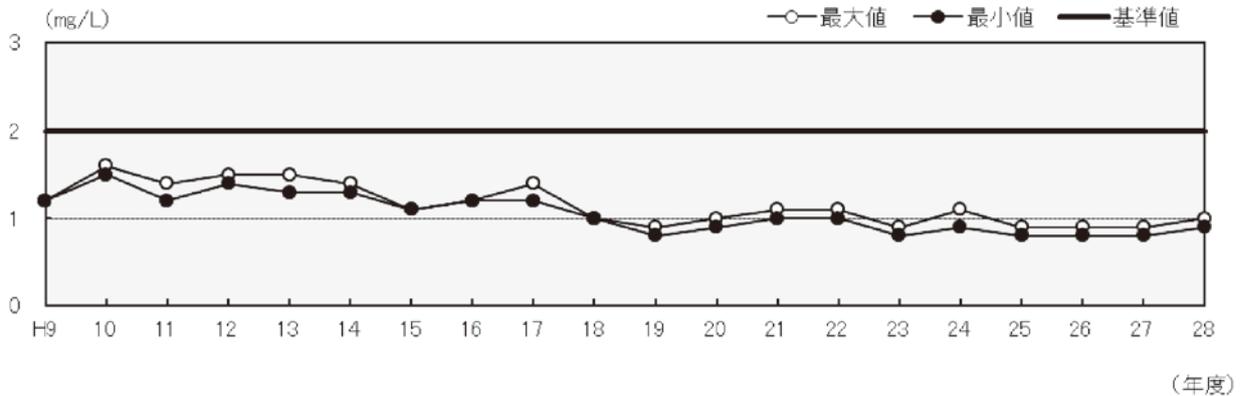
—大隅半島東部海域(4)— 該当類型 [A]



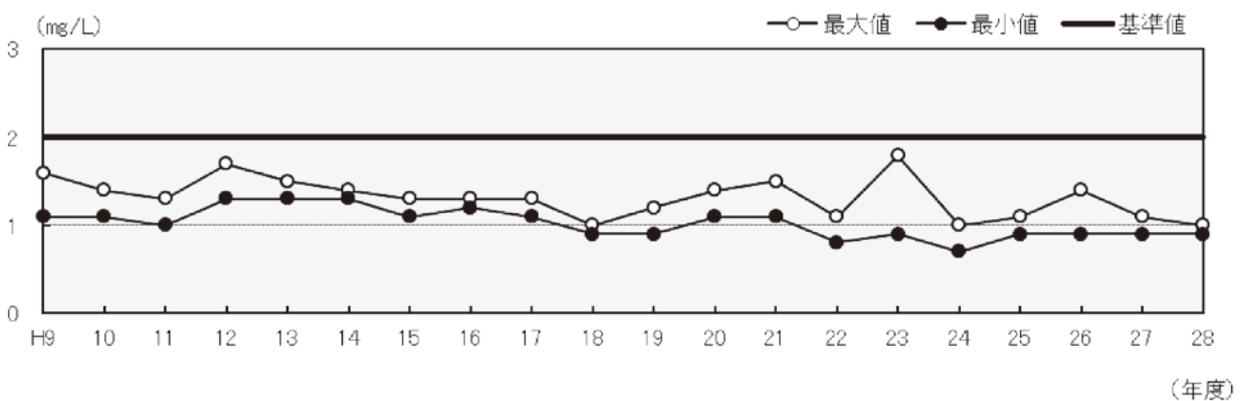
—西之表港海域— 該当類型 [A]



—名瀬港海域(2)— 該当類型 [A]



—奄美大島本島海域— 該当類型 [A]



#### (4) 地下水の水質現況

県では、水質汚濁防止法第15条の規定により、県内の地下水の水質常時監視調査を毎年実施していますが、平成28年度の調査概要は以下のとおりです。

##### ① 水質調査実施状況

##### ア 調査の区分

##### (ア) 概況調査

地域の全体的な地下水の水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査

##### (イ) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により、新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査

##### (ウ) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に行う地下水の水質調査（表3-58）

表3-58 調査担当機関と項目数（平成28年度）

調査機関	調査の区分	地点数 (井戸数)	環境基準項目検体数
鹿児島県	概況調査	46	515
	汚染井戸周辺地区調査	0	0
	継続監視調査	34	61
	小計	80	576
鹿児島市	概況調査	43 *	715
	汚染井戸周辺地区調査	12	28
	継続監視調査	51 *	338
	小計	105	1,081
薩摩川内市	概況調査	3	9
	継続監視調査	3	18
	小計	6	27
国土交通省	概況調査	13	70
	小計	13	70
計	概況調査	105	1,309
	汚染井戸周辺地区調査	12	28
	継続監視調査	88	417
合	計	204	1,754

※ 鹿児島市の1井戸(\*)において概況調査と継続監視調査を重複実施

##### イ 調査対象市町村

工場・事業場の立地状況や地下水の利用の状況等を勘案し、年次計画的に地域を選定して実施しています。

平成28年度は、下記の17市町で調査を実施しました。

鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、垂水市、薩摩川内市、曾於市、霧島市、志布志市、始良市、さつま町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町

##### ウ 測定項目

環境基準項目（27項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ベンゼン、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン

##### ② 調査結果の概要

##### ア 概況調査

16市町の105井戸について概況調査を実施した結果、新たに1井戸（霧島市）において砒素が環境基準を達成できませんでした。

##### イ 汚染井戸周辺地区調査

調査した井戸（鹿児島市）のうち1井戸でふっ素が環境基準を達成できませんでした。

ウ 継続監視調査

これまでの調査で環境基準非達成であった井戸を中心に12市町の88井戸について継続監視調査を実施した結果、6市町の42井戸について、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素が環境基準を達成できませんでした。

調査結果は、井戸所有者に通知するとともに、環境基準が非達成であった井戸については、当該市町及び地域振興局等関係機関と連携して、水道への切替え等の指導を行っています。（表3-59、資料編6-(1)-③）

表3-59 平成28年度環境基準項目測定結果（環境基準値超過井戸）

調査区分	調査本数	飲用	基準超過数	砒素	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素
		その他						
概況調査	105	38	0					
		67	1	霧島市(1)				
汚染井戸周辺地区調査	12	8	1					鹿児島市(1)
		4	0					
継続監視調査	88	17	11	鹿児島市(6)			鹿屋市(1) 志布志市(1)	鹿児島市(3)
		71	31	鹿児島市(7) 霧島市(2) 始良市(2)	鹿児島市(1)	鹿児島市(7)	鹿児島市(3) 鹿屋市(1) 曾於市(3) 志布志市(1)	鹿児島市(5)
計	204	63	12	6			2	4
		141	32	12	1	7	8	5
超過濃度範囲 (mg/L)				0.011~0.090	0.016	0.015~0.10	11~23	0.81~1.6
環境基準 (mg/L)				0.01以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下

※1 市町の（ ）内は、基準超過井戸数です。

※2 環境基準は、年平均値で評価します。

※3 継続監視調査における鹿児島市の1井戸はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが重複超過しています。

## (5) 海水浴場調査

県内の主要な海水浴場について、毎年その水質等の現状を把握し、必要に応じて所要の措置を講ずるとともに、結果を公表して県民の利用に資することとしています。

平成28年度は、図3-15の26海水浴場(鹿児島市実施分含む。)について、シーズン前及びシーズン中の2回、調査を実施した結果、いずれも水浴場として良好な水質でした。

また、環境省指針「水浴場の放射性物質に関する指針(平成24年6月改定)」に基づき、海水の放射性セシウムの調査を行いました。全ての海水浴場において、検出されませんでした。

(表3-60, 表3-61, 表3-62, 図3-15)

**表3-60 判定基準**

区分		項目	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限 2 個/100ml)		油膜が認められない	2 mg/L以下 (湖沼は 3 mg/L以下)	全透 (1 m以上)
	水質 A	100 個/100ml以下		油膜が認められない	2 mg/L以下 (湖沼は 3 mg/L以下)	全透 (1 m以上)
可	水質 B	400 個/100ml以下		常時は 油膜が認められない	5 mg/L以下	1 m未満 ~ 50 cm以上
	水質 C	1,000 個/100ml以下		常時は 油膜が認められない	8 mg/L以下	1 m未満 ~ 50 cm以上
不適		1,000 個/100mlを 超えるもの		常時油膜が認められる	8 mg/L超	50 cm未満 *

※1 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

※2 透明度(\*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。